

# 容量市場2025年度追加オークションに係る 監視結果の詳細報告

2025年9月3日（水）

電力・ガス取引監視等委員会

事務局提出資料



電力・ガス取引監視等委員会  
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

# 1. 監視の観点

2. 監視結果（売り惜しみ）

3. 監視結果（価格つり上げ）

# 監視の観点①（1/2）

- 市場支配力を有する事業者が、正当な理由なく、電源を応札しない又は期待容量（※）を下回る容量で応札すること（**売り惜しみ**）や、電源を維持するために容量市場から回収が必要な金額を不当に上回る価格で応札すること（**価格つり上げ**）によって、本来形成される約定価格よりも高い約定価格が形成される場合には、小売電気事業者が支払うべき容量拠出金の額が増加し、ひいては電気の使用者の利益を阻害するおそれがある。
- そのため、「容量市場における入札ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、電力・ガス取引監視等委員会が、容量市場オークションへの応札前後において、「売り惜しみ」や「価格つり上げ」といった問題となる行為が行われていないか監視するため、「**事前監視**」及び「**事後監視**」を実施している。

（↓次のページへ続く）

（※）設備容量のうち、実需給年度において供給力として期待できる容量。

## 監視の観点①（2/2）

- **追加オークション**については、メインオークションと比較して、**市場規模が小さくなる**と予想されることから、**市場支配力を有する事業者**の定義が、**全事業者**となる。
- ただし、「**売り惜しみ**」については、**限られた時間内に全事業者を監視することは困難**であるため、**監視対象**は、メインオークションと同様、**一部の事業者**とされている。
- 今回は、2025年6月に実施された**2025年度追加オークション**について、**監視結果**を報告する。

## 監視の観点②（売り惜しみ）

- 「売り惜しみ」に関する監視では、ガイドラインに基づき、**容量市場に応札しない又は期待容量を下回る容量で応札した電源が、以下の正当な理由に該当するかどうかを確認する。**

- ① 追加オークション応札受付開始時点ですでに1年以上休止しており、かつ実需給年度においても休廃止予定である場合
- ② 実需給年度において、休廃止以外の理由（補修工事等）や将来的な運転再開を予定する脱炭素化を目的とした工事等を伴う休止によって、リクワイアメントを達成しうる稼働見通しが不確実である場合
- ③ 追加オークション応札受付開始時点より1年以上前に「実需給年度までに廃止が決定した」旨を公表している場合
- ④ 実需給年度においてFIT認定を予定しているなど、入札対象外電源となる見込みがある場合
- ⑤ 上記のほか、容量市場オークションへ参加できないやむを得ない理由がある場合

## 監視の観点③（価格つり上げ）

- 「価格つり上げ」に関する監視では、ガイドラインに基づき、以下に該当する電源について、応札価格の算定方法及び算定根拠の説明を求める。

- ① 約定価格を決定した電源と、その上下2電源ずつ  
ただし、市場分断が起きた場合は、分断されたエリア毎に該当する電源を抽出する。
- ② 市場支配力を有する事業者毎に、最も高い価格で応札した電源から3電源ずつ  
ただし、約定価格以上で応札された電源に限る。
- ③ その他、監視主体が任意に抽出した電源  
ただし、監視主体が価格のつり上げを行っている可能性があるとは判断した場合に限る。

**1. 監視の観点**

**2. 監視結果（売り惜しみ）**

**3. 監視結果（価格つり上げ）**

# 監視結果（売り惜しみ）

- 応札しなかった電源（247件）及び期待容量を下回る容量で応札した電源（27件）について、各事業者に理由の説明と根拠資料の提出を求め、ガイドラインの売り惜しみに当たらない正当な理由に該当していることを確認した。

	A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社	H社	I社	J社	K社	L社	件数 合計	設備容量合計 (万kW)
応札しなかった電源数（設備容量※：万kW） ※ 発動指令電源は期待容量を記載	11件	18件	12件	20件	5件	45件	20件	18件	58件	7件	32件	1件	247件	4,141
① 追加オークション応札受付開始時点ですでに1年以上休止しており、かつ実需給年度においても休廃止予定である場合	1件	5件	—	4件	—	1件	10件	1件	—	—	1件	—	23件	795
② 実需給年度において、休廃止以外の理由（補修工事等）や将来的な運転再開を予定する脱炭素化を目的とした工事等を伴う休止によって、リクワイアメントを達成しうる稼働見通しが不確実である場合	5件	1件	1件	4件	3件	1件	6件	3件	10件	1件	2件	1件	38件	2,602
③ 追加オークション応札受付開始時点より1年以上前に「実需給年度までに廃止が決定した」旨を公表している場合	—	—	—	—	—	—	—	2件	—	—	—	—	2件	4
④ 実需給年度においてFIT認定を予定しているなど、入札対象外電源となる見込みがある場合	5件	12件	11件	12件	—	41件	—	11件	48件	6件	29件	—	175件	514
⑤ 上記のほか、容量市場オークションへ参加できないやむを得ない理由がある場合 <sup>注</sup>	—	—	—	—	2件	2件	4件	1件	—	—	—	—	9件	226
	A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社	H社	I社	J社	K社	L社	件数 合計	容量合計 (万kW)
期待容量を下回る容量で応札した電源数 (期待容量-応札容量：万kW)	3件	7件	—	—	4件	2件	2件	—	8件	1件	—	—	27件	555

注：例1 追加オークションに約定した場合に要する既存設備の更新に必要な資材の納入が間に合わず、実需給年度のリクワイアメント達成が困難な電源

例2 期待容量と同時最大受電電力に変更が生じ、期待容量は変更登録することができたが、同時最大受電電力は広域機関の変更登録期間が終了していたため変更登録することができず、期待容量以下の同時最大受電電力までしか応札ができなかった電源

**1. 監視の観点**

**2. 監視結果（売り惜しみ）**

**3. 監視結果（価格つり上げ）**

# 監視結果（価格つり上げ）

- 監視対象電源について、各事業者に対し、応札価格を構成する人件費や修繕費等の算定方法及び根拠の説明を求め、ガイドラインに記載されている維持管理コストの考え方に基づいて価格が算定されているかを確認した。
- 1社1電源については、**ガイドラインに則った維持管理コストの算定を行わないまま応札価格を決定していたことが確認されたことから、維持管理コストの算定を指示した**（その旨については、他事業者への注意喚起として、監視結果のプレスリリースで公表した）。
- **監視の結果**、上記の1社1電源を含め、いずれの電源も維持管理コスト以下の応札価格となっていたことから、**価格つり上げに該当する事例は確認されなかった**。